

# 秋田県の農業研修・支援制度の御案内

## 農業体験

### 秋田型農業インターンシップ

【参加費無料・滞在費助成あり】

秋田県内の農業法人等で農業体験ができます。

■お問い合わせ:秋田県農業公社 TEL018-893-6212

#### ■特徴

・農業体験のほか、経営者から経営理念や地域の農業について学ぶことや、農業法人で働く人・農業研修生との交流など、希望に応じて研修内容を決められます。

#### ■対象者

・秋田県で農業をはじめたい方、秋田県の農業に興味がある方

このほか、市町村等でも農業体験を実施しています。詳しくは秋田県農業公社へお問い合わせください。

## 就農前の農業研修

### 秋田アグリフロンティア育成研修(県)

【研修受講料無料】

2年間、秋田県の農業試験場や果樹試験場、畜産試験場又は農家の下で、専門のコースに分かれて実施する研修です。

■お問い合わせ:就農先の市町村、  
秋田県農業研修センター TEL018-881-3611

#### ■研修対象者

次の①②に該当し、就農先の市町村長の推薦が得られる方

①新たに農業をはじめようとする方又は現に農業を営む方で、研修終了後の秋田県内での就農が確実と見込まれる方

②就農予定時の年齢が、原則50歳未満の方

※新規参入者が研修を希望する場合は、秋田県内での農業体験が必要です。

### 地域で学べ! 農業技術研修(市町村・JA)

【研修受講料無料】

6か月～2年間、市町村等が設置する農業研修施設で実施する研修です。

■お問い合わせ:就農先の市町村

#### ■研修対象者

次の①②に該当する方

①新たに農業をはじめようとする方又は現に農業を営む方で、研修終了後の秋田県内での就農が確実と見込まれる方

②就農予定時の年齢が、原則50歳未満の方

#### ■各市町村・JAの農業研修施設

能代市農業技術センター 秋田市園芸振興センター  
大仙市東部・西部新規就農者研修施設  
横手市園芸振興拠点センター JA秋田しんせい研修施設

### 就農準備基礎講座

【受講料500円/回】

就農に必要な基礎知識(病害虫防除、土づくり、農業経営等)に関する研修が年4回程度開催されます。

■対象者:就農希望者 ■お問い合わせ:秋田県農業研修センター TEL018-881-3611

## 農業研修中の経済的支援

### 就農準備資金(国)

【交付額】年間最大150万円×最長2年間

秋田県が認めた研修機関等で研修する研修生に、研修の後押しをする資金を交付します。

■お問い合わせ:秋田県農業公社 TEL018-893-6212

#### ■就農準備資金の主な交付要件

①就農予定時の年齢が、原則50歳未満であること

②独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと

③申請時の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること など

#### ■返還を要する場合

適切な研修を行っていない場合や研修終了後1年以内に就農しなかった場合、交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合など

### 研修奨励金(県・市町村)

【交付額】年間90万円×最長2年間

就農準備資金の対象とならない研修生が交付対象です

■返還を要する場合は、就農準備資金と同様です。

■お問い合わせ:就農先の市町村



# 就農後の経済的支援

## 経営開始資金（国）

【交付額】年間最大150万円×最長3年間

経営をはじめて間もない時期の、経営確立を支援する資金を交付します

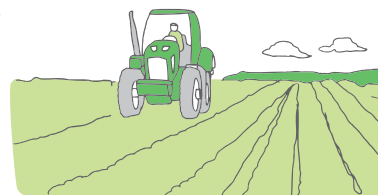
■お問い合わせ：就農先の市町村

### ■経営開始資金の主な交付要件

- ①就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者で、独立・自営就農であること
- ②親元就農者は、5年以内に経営継承し、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められること
- ③申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること など

### ■返還を要する場合

適切な営農を行っていない場合や、交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など



## ミドル就農者経営確立支援事業（県）

【交付額】年間120万円×最長3年間

■交付対象者／就農時の年齢が50歳以上60歳未満の認定新規就農者又は認定農業者

■主な交付要件や返還については経営開始資金と同様です。

■お問い合わせ：就農先の市町村

# 機械・施設等導入の支援

就農計画の達成に必要な機械・施設等の導入を支援します。

## 経営発展支援事業（国、県）

■補助率／事業費の3/4以内  
補助対象事業費上限1,000万円  
※経営開始資金の交付対象者は上限500万円

■お問い合わせ：就農先の市町村

### ■経営発展支援事業の主な要件

- ①就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者であること
- ②指定年度に農業経営を開始し、独立・自営就農すること
- ③本人負担分は金融機関から融資を受けていること など



### ■主な要件

認定新規就農者又は青年等就農計画の認定が確実な方で次の①～③のいずれかに該当する方

- ①経営開始資金の交付を受けていること
- ②就農準備資金の交付を受けていて、研修終了時、独立就農予定のこと
- ③農地や機械・施設を確保するなど、独立・自営就農のすべての要件を満たすこと

## 夢ある園芸産地創造事業（県） 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業（県）

■補助率／事業費の1/3以内（新規参入者は1/2以内）

■お問い合わせ：就農先の市町村

## 各種就農情報の収集

- 「秋田就農ナビ」  
<https://akita-agri-navi.com/>  
秋田県の就農支援制度から先輩就農者の事例まで、秋田で農業を始めたいと考えた時に役立つ情報が掲載されています。
- 「こまちチャンネル」  
<https://www.e-komachi.jp/>  
秋田県の農林水産情報が集まる総合ポータルサイトです。イベントのお知らせから農業者向け技術情報など、幅広く提供しています。
- 「農業をはじめの.JP」  
<https://www.be-farmer.jp/>  
農業を仕事にしたいと考え始めた方に役立つ情報を集めたポータルサイトです。農業体験や農業法人の求人情報など、全国の情報が集まっています。